

松阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準要綱

平成25年3月29日告示第66号

改正 平成27年2月12日告示第19号

改正 平成28年3月17日告示第34号

第1節 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、松阪市が指定する地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について、松阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（平成25年松阪市条例第1号。以下「条例」という。）及び指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号。厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第1節の2 地域密着型通所介護

(管理者の兼務)

第1条の2 条例第59条の4に規定する管理者については、管理者を勤める指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合に限り、次の各号の職務に従事することができる。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務
- (2) 同一敷地内にある他の事業所、施設等（以下「事業所等」という。）に係る管理者

2 他の事業所等の管理者の職務に従事する場合、市長が特に認めるときは、管理者の職務に加え、当該事業所等における他の職務に従事することができる。

(設備、備品等)

第1条の3 条例第59条の5第1項に規定する便所及び洗面設備については、施設の定員及び車椅子等を使用する当該施設利用者の利便性が考慮されたものでなければならない。

(勤務体制の確保)

第1条の4 条例第59条の13第2項に規定する勤務体制について、指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の送迎時に送迎バス等から従業員が離れる場合、当該バス等に乗車して待機している利用者の安全を考慮し、事業者の判断において、従業員の増員等必要な体制の確保に努めなければならない。

第2節 認知症対応型通所介護

(管理者の兼務)

第2条 条例第62条に規定する管理者については、管理者を勤める単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合に限り、次の各号のいずれかひとつの職務に従事することができる。

- (1) 当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務
 - (2) 同一敷地内にある他の事業所、施設等（以下「事業所等」という。）に係る管理者
- 2 前項第2号の規定により同一敷地内にある指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の管理者の職務に従事する場合、当該事業所の管理上支障がないときに限り、同一敷地内にある指定短期入所生活介護事業所又は指定通所介護事業所に係る管理者の職務に従事することができる。
- 3 他の事業所等の管理者の職務に従事する場合、市長が特に認めるときは、管理者の職務に加え、当該事業所等における他の職務に従事することができる。

(設備、備品等)

第3条 条例第63条第1項に規定する便所及び洗面設備については、施設の定員及び車椅子等を使用する当該施設利用者の利便性が考慮されたものでなければならない。

(勤務体制の確保)

第4条 条例第74条第2項に規定する勤務体制について、指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の送迎時に送迎バス等から従業者が離れる場合、当該バス等に乗車して待機している利用者の安全を考慮し、事業者の判断において、従業者の増員等必要な体制の確保に努めなければならない。

第3節 小規模多機能型居宅介護

(管理者の兼務)

第5条 条例第83条に規定する管理者については、管理者を勤める指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合に限り、次の各号のいずれかひとつの職務に従事することができる。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務（夜勤を伴う介護従業者の職務を除く。）
- (2) 次のアからカまでのいずれかの事業所等（同一の敷地内にある又は併設されてい

る事業所等に限る。)の管理者

ア 指定認知症対応型共同生活介護事業所

イ 指定地域密着型特定施設

ウ 指定地域密着型介護老人福祉施設

エ 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第107条に規定する施設で医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。第14条第1項において同じ。）

オ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（同一敷地内の他の事業所等と一体的に運営している場合に限る。この事業所が指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合を含む。）

カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）

2 前項の規定により、同項第2号ウの指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の管理者の職務に従事する場合、当該事業所の管理上支障がないときに限り、同一敷地内にある指定短期入所生活介護事業所又は指定通所介護事業所に係る管理者の職務に従事することができる。

3 他の事業所等の管理者の職務に従事する場合、市長が特に認めるときは、管理者の職務に加え、当該事業所等における他の職務に従事することができる。

（設備、備品等）

第6条 条例第86条第1項に規定する便所及び洗面設備については、施設の定員及び車椅子等を使用する当該施設利用者の利便性が考慮されたものでなければならない。

2 条例第86条第1項に規定する事務室については、従業者が事務を行うに当たり必要な広さが確保されたものでなければならない。

第4節 認知症対応型共同生活介護

（管理者の兼務）

第7条 条例第111条に規定する管理者については、管理者を勤める共同生活住居の管理上支障がない場合に限り、次の各号のいずれかひとつの職務に従事することができる。

(1) 当該共同生活住居の他の職務（夜勤を伴う介護従業者の職務を除く。）

(2) 同一敷地内にある他の事業所等の管理者又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における管理者

- 2 他の事業所等の管理者の職務に従事する場合、市長が特に認めるときは、管理者の職務に加え、当該事業所等における他の職務に従事することができる。

(設備、備品等)

第8条 条例第113条第1項に規定する便所及び洗面設備については、施設の定員及び車椅子等を使用する当該施設利用者の利便性が考慮されたものでなければならない。

- 2 条例第113条第1項に規定する事務室については、従業者が事務を行うに当たり必要な広さが確保されたものでなければならない。

(勤務体制の確保)

第9条 条例第123条第1項に規定する勤務体制については、従業者の勤務表を作成するに当たり、利用者の心身の状況を理解し、及び利用者とのなじみの関係を深めるため、共同生活住居ごとに勤務体制を定めなければならない。

第5節 地域密着型特定施設入居者生活介護

(管理者の兼務)

第10条 条例第131条に規定する管理者については、管理者を勤める指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合に限り、次の各号のいずれかひとつの職務に従事することができる。

- (1) 当該指定地域密着型特定施設の他の職務（夜勤を伴う介護従業者の職務を除く。）
 - (2) 同一敷地内にある他の事業所等又は本体施設（本体施設が病院又は診療所の場合を除く。）の管理者
 - (3) 当該指定地域密着型特定施設に併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者
- 2 他の事業所等の管理者の職務に従事する場合、市長が特に認めるときは、管理者の職務に加え、当該事業所等における他の職務に従事することができる。

(設備、備品等)

第11条 条例第132条第3項に規定する便所及び洗面設備については、施設の定員及び車椅子等を使用する当該施設利用者の利便性が考慮されたものでなければならない。

- 2 条例第132条第3項に規定する事務室については、従業者が事務を行うに当たり必要な広さが確保されたものでなければならない。

第6節 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(管理者の兼務)

第12条 条例第166条に規定する管理者については、管理者を勤める指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合に限り、次の各号のいずれかひとつの職務に従事することができる。

- (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務
 - (2) 同一敷地内にある他の事業所等の管理者
 - (3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設がサテライト型居住施設である場合は、本体施設（本体施設が病院又は診療所の場合を除く。）の管理者
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する管理者は、同一敷地内に併設する指定短期入所生活介護事業所、指定通所介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る管理者の職務に従事することができる。
- 3 他の事業所等の管理者の職務に従事する場合、市長が特に認めるときは、管理者の職務に加え、当該事業所等における他の職務に従事することができる。

(勤務体制の確保)

第13条 条例第187条第1項に規定する勤務体制については、従業者の勤務表を作成するに当たり、利用者の心身の状況を理解し、及び利用者とのなじみの関係を深めるため、共同生活住居ごとに勤務体制を定めなければならない。

第7節 看護小規模多機能型居宅介護

(管理者の兼務)

第14条 条例第192条に規定する管理者については、管理者を勤める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合に限り、次の各号のいずれかひとつの職務に従事することができる。

- (1) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務（夜勤を伴う介護従業者の職務を除く。）
 - (2) 同一敷地内にある他の事業所等の管理者
 - (3) 次のアからエまでのいずれかの事業所等（併設されているものに限る。）の管理者
 - ア 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - イ 指定地域密着型特定施設
 - ウ 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - エ 指定介護療養型医療施設
- 2 他の事業所等の管理者の職務に従事する場合、市長が特に認めるときは、管理者の職務に加え、当該事業所等における他の職務に従事することができる。

(設備、備品等)

第15条 条例第195条第1項に規定する便所及び洗面設備については、施設の定員及び車椅子等を使用する当該施設利用者の利便性が考慮されたものでなければならない。

2 条例第195条第1項に規定する事務室については、従業者が事務を行うに当たり必要な広さが確保されたものでなければならない。

第8節 補則

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月12日松阪市告示第19号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月17日松阪市告示第34号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。